

を、捜査機関においてあらかじめ収集し、認識していることが不可欠です。そうでなければ捜査機関による国家公務員法違反の捜査を開始することができません。そこで、国家公務員は公安警察による日常的な情報収集活動の対象とされるのです。

3 「堀越事件」における執拗な尾行の記録

その事実を、堀越事件における公判において明らかになった警察官証人の証言にみるることができます。

堀越事件における捜査は、警視庁公安部の指揮の下に10名を越える捜査員と資材を用いて、起訴の対象となっている03年秋の衆議院選挙の行為時よりも約半年以上も前の03年4月21日から堀越氏を尾行し、その行動をビデオ撮影をし、個人のプライバシーを侵害する大規模な潜行捜査・情報収集を行ったうえで、翌04年3月3日に逮捕し、6ヶ所の捜索・差押を行っています。

その捜査体制をみると、起訴の対象となっている行為時より約半年前から相当数の警察官を投入して情報収集し、03年10月11日～同年11月8日の29日間は、連日、堀越氏を尾行し、その間に投入された警察官の人数は、のべにして171名。主として土曜、日曜、祝日に警察官を投入することが多く、6名で尾行した日が3日、7名が1日、9名が3日、11名が8日となっています。

ちなみに起訴の対象とされている3日間の堀越氏に対する尾行体制は、以下の通りです。

03年10月19日 捜査員9名、ビデオカメラ5台、自動車3台
10月25日 捜査員11名 ビデオカメラ4台 自動車4台
11月 3日 捜査員11名 ビデオカメラ6台 自動車4台

異様としか形容し難い光景が浮かびます。

今日、明らかになったものだけで、尾行・盗撮ビデオテープは30本以上におよんでいます。しかし、これらは氷山の一角です。

こうして、平日も2～3名の警察官が、堀越氏の尾行・監視を連日継続し、堀越氏の行動はすべて警察に記録されていたのです。

そして、多数の警察官が、自動車まで用いて尾行して、堀越氏の飲食や観劇、買い物など、全くのプライベートな行動を、分単位で克明に記録をとり、「行動確認」などといった一覧表を作成しているのです。

その一覧表には、そば屋、うどん屋、牛丼屋、居酒屋などでの飲食が記載され、カラオケに行ったこと、歯医者に通院していること、銀行のATMでの出入金などにいたることまで克明に記録されています。

このような市民のプライバシーを暴くことについて、この事件の捜査責任者である警察官証人は「我々とするれば、被疑者がどういう人間なのかというのを捜査を尽くすというのもひとつの捜査手法であります。ですから、いろんな形で被疑者がどういう動向をしているのかを把握しているということです」と証言しています。

堀越氏の居酒屋での飲食や観劇についての異常で執拗な尾行について、弁護人の「居酒屋に行ってからどうするというふうにあなた方は考えたんですか。居酒屋へ行って、みんな楽しんで以外ないじゃないですか」との尋問に、警察官証人は「ですから、居酒屋を出た後に、またそういった政党事務所に入る可能性がある、あるいはそういう行為をする可

能性があるという判断して、この時間までやっていた」などと証言しています。

こうして、公務外における私的な市民生活の場における政治的行為に刑事罰を科している国公法102条1項、人事院規則14-7の規制のもとでは、国家公務員であれば誰でも、警察が嫌疑があると一方的に判断されたときから、いつでも、どこでも、執拗な尾行を受け、その行動を盗撮される立場に立たされ、365日・24時間、人事院規則違反の捜査対象とされるのです。

また、国家公務員が禁止されている政治的行為を、「職員以外の者と共同して行う」ときも禁止の対象となっています（人事院規則14-7の2項）。

国家公務員でない者とともに配布すればなんら犯罪とされないのに、国家公務員と共に配布すると犯罪とされるのです。こうして堀越氏と共に政党機関紙号外を配布していた者も、共犯者として警察の捜査対象とされ、堀越氏とともに盗撮の対象とされています。

国家公務員の私的な市民生活の場における政治的行為を禁止し、刑事罰の対象としている国公法102条1項、人事院規則14-7の規定は、国家公務員の市民的自由、政治的表現の自由を侵害し、その私生活を24時間監視することを許容する構造を有した恐るべき法律なのです。自民党の法律案要綱は、この恐るべき法律を地方公務員にも拡大しようというのです。

第3 市民生活の場における政治的行為にまで刑事罰の対象とすることは許されない

1 「政治的中立性」が市民生活の場にも要請される？

自民党の法律案要綱は、地方公務員の「政治的中立性」を確保するということを口実に、国家公務員と同じように地方公務員の政治的行為を犯罪行為であるとして、あらたに刑事罰を科するというのです。

公務員に「政治的中立性」が要請されるとしても、問題の核心は、「政治的中立性」がどこまで要請されるかにあります。公務外の市民生活の場における私的な行動＝政治的行為にまで、「政治的中立性」が無条件に要請されるべきものなのでしょうか。

「政治的中立性」が、公務遂行中あるいは公務遂行に関連して要請され、問題にされるのであればともかく、公務外における市民生活の場における市民としての政治的行為にまで要請され、市民としての政治的行為を禁止し、しかも刑事罰まで科すことの根拠となるのでしょうか。

民間の労働者であれば、企業秩序ないし企業の信用の遵守、あるいは企業への忠誠義務が、どれほど強調されたとしても、せいぜい企業秘密保持義務違反の問題しか生じません。

また、勤務している企業の批判を職場外で行い、その言論内容が問題とされるのは、職場・企業に関連する言動であって、それ以上に市民生活の場におけるこの国・社会にかかわる政治的思想・言動が問題にされることはないのです。

近代社会では、労働者は、奴隷のごとく使用者に全人格的に服従する存在ではなく、人間の尊厳として尊重されるべき存在です。労働者は使用者との間で合意した労働契約上負担した義務の範囲で使用者の指揮命令・監督をうけますが、市民生活の場における生活行動にまで、使用者の指揮命令・監督をうけることはないのです。

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対